



第四章 財務及び会計(第三十二条—第四十六条)	第五章 人事管理
第一節 特定地方独立行政法人(第四十七条—第五十四条)	第六章 一般地方独立行政法人(第五十五条—第五十八条)
第二節 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)	第七章 公立大学法人に関する特例(第六十八条)
第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例(第八十一条—第八十七条)	第一章 総則
第九章 雜則(第八十八条—第九十六条)	第一節 通則
第十章 罰則(第九十七条—第一百条)	(目的)
第一条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。	第一条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることは必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。
(定義)	第二条 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。
第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。	第三条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならぬ。(名称)
第三条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人でない者は、その名称中にはない。	第四条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人といふなければならない。
第四条 地方独立行政法人は、法人とする。	第五条 地方独立行政法人は、法人とする。
第五条 地方独立行政法人の財産的基礎	第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。
第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するための必要な事務をつらさずして、地方公共団体が設立するための施設をいふ。以下この条、第二十一条第五号及び第二十七条において同じ。)の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公共的な施設の名称及び所在地	第七条 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別役員の定数、任期その他役員に関する事項
第七条 公共的な施設(住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設)をつらさずして、地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る事項	第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。
第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。	一 目的
第九条 地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	二 名称
第十条 地方独立行政法人は、登記の後でなければならない者に対抗することができない。	三 設立団体
第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。	四 事務所の所在地
第十二条 民法明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、地方独立行政法人について準用する。	五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別役員の定数、任期その他役員に関する事項
第十三条 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	六 役員の定数、任期その他役員に関する事項
二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。	七 業務の範囲及びその執行に関する事項
三 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関する事項については、条例で定める。	八 公共的な施設(住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設)をつらさずして、地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る事項
九 資本金、出資及び資産に関する事項	十 公告の方法
十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項	第十二条 地方独立行政法人に、役員として、理

(役員の職務及び権限)	
第十三条 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。	
2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を行ふ。	
3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長におけるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。	
4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。	
5 著事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。	
(役員の任命)	
第十四条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。	
一 当該地方独立行政法人が行う事業に関する高度な知識及び経験を有する者	
二 前号に掲げる者のか、当該地方独立行政法人が行う事業及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者	
2 監事は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事業又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であつて弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、設立団体の長が任命する。	
3 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。	
4 理事長は、前項の規定により副理事長及び副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者	
(役員の任期)	
第十五条 役員の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。	
2 役員は、再任されることができる。	
(役員の欠格条項)	
第十六条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。	
2 前項の規定にかかわらず、教育公務員や政令で定める者は、非常勤の役員となることができる。	
(役員の解任)	
第十七条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。	
2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。	
一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。	
二 職務上の義務違反があるとき。	
3 前項に規定するもののか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員監事を除く。の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。	
4 理事長は、前二項の規定により副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。	
(代表権の制限)	
第十八条 地方独立行政法人と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これら	
の者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該地方独立行政法人を代表する。	
(代理人の選任)	
第十九条 理事長又は副理事長は、理事又は地方独立行政法人の職員のうちから、当該地方独立行政法人の業務の一一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。	
第三章 業務運営	
第一節 業務	
(業務の範囲)	
第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。	
一 試験研究を行うこと。	
二 大学の設置及び管理を行うこと。	
三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てる事業で、次に掲げるものを經營すること。	
イ 工業用水道事業 ロ 水道事業 簡易水道事業を除く。	
ハ 軌道事業 ニ 自動車運送事業	
ホ 鉄道事業 ヘ 電気事業 ト ガス事業 チ 病院事業	
リ その他政令で定める事業	
(中期目標)	
第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときは、同様とする。	
2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。	
一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)	
二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
三 業務運営の改善及び効率化に関する事項	

四	財務内容の改善に関する事項
五	その他業務運営に関する重要な事項
3	設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。
(中期計画)	
2	第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとともに、同様とする。
2	中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置
二	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
三	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
四	短期借入金の限度額
五	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
六	剰余金の使途
七	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
3	設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならぬ。
4	設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
5	地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。
4	評価委員会は、前項の規定による通知を行つたときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
5	設立団体の長は、前項の規定による検討を行つたうに当たつては、評価委員会の意見を聽かなければならぬ。
2	第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めたところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
2	地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅なく、その」とする。
2	（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）
2	第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
2	前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの中間調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
3	評価委員会は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対し、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
4	評価委員会は、前項の規定による通知を行つたときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
2	（中期目標の期間の終了時の検討）
3	第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他のその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
2	設立団体の長は、前項の規定による検討を行つたうに当たつては、評価委員会の意見を聽かなければならぬ。
3	設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならない。
4	地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十五条 地方独立行政法人(その資本の額その他他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)  
第三十六条 会計監査人は、設立団体の長が選任する。

(会計監査人の資格)

第三十七条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十一号)

第四条(第二項第二号を除く。)の規定は、第三十五条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「第二条第一項」とあるのは、「地方独立行政法人法第三十五条」と読み替えるものとする。

(会計監査人の任期)

第三十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての設立団体の長の第三十四条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第三十九条 設立団体の長は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができます。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。  
二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。  
三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定によ

り同項の使途に充てる場合は、この限りでな

い。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第六号の剩余金の使途に充てることができること。

2 2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

&lt;p

とする。

- 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

- 第五十条 特定地方独立行政法人の役員**（以下この条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)  
五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員(以下この条において単に「職員」という。)には適用しない。

- 2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命

- 林者の言ふ如きの如きは、幸運を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第八条（第六項を除く。）第二十四条から第二十六条まで、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条（同条第三項中労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第十四条第二項及び第三項並びに第十八条第一項に係る部分並びに同法第二百一十

- ## 第五十一条 特定地方独立行政法人の職員の給与

- は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が發揮した能率が考慮されるものでなければならぬ。

二年法律第百号)第八十九条から第九十六条までに係る部分(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。)を除く。)の規定

- 当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれ  
ぞれ定め、これを設立団体の長に届け出るとと  
もに、公表しなければならない。これを変更し

三  
地圖

- 3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支  
たときも 同様とする

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第四条第二項、第六条の二、第七条及び第九条の規定

- 給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、他の特定地方独立行政法人の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該特定

行頭治への理事長決定と、取締役会の開催日

- 地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積り

職員に関する地方公務員法の適用については、地方公務員法第三十六条の規定は、適用しない。

- その他の事情を考慮して定めなければならぬ。  
い。

「さういふ字句は二歳の子供が書いたものだ。」

- ## 第五十二条 特定地方独立行政法人は、その職員

**第六条第一項**

第二十九条第四項及び 第二十九条の二第二項	条例	条例	設立団体の条例	設立団体の条例
第三十一条	条例	条例、地方公共団体の規則及び 地方公共団体の機関の定める	設立団体の条例及び特定地方独立行政法人の規程	特定地方独立行政法人の規程
第三十二条	条例	条例、地方公共団体の規則及び 地方公共団体の機関の定める	設立団体の条例及び特定地方独立行政法人の設立	設立団体の条例
第三十五条	条例	条例	設立団体の条例	設立団体の条例
第三十六条第二項各号	条例	条例	特定地方独立行政法人	特定地方独立行政法人
第三十六条第二項第五号	条例	地方公共団体の区域	特定地方独立行政法人の設立団体の区域	特定地方独立行政法人の設立
第三十八条第一項	人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)	特定地方独立行政法人の規程	特定地方独立行政法人の規程	特定地方独立行政法人の規程
第三十九条第二項第五号	設立団体の条例	設立団体の条例	設立団体の条例	設立団体の条例
第四十二条	地方公共団体	特定地方独立行政法人	特定地方独立行政法人	特定地方独立行政法人
4 職員に関する外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律(昭和六十一年法律第七十八号)第一条及び第七条の規定の適用については、同法第二条第一項中「、条例」とあるのは、「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第六号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例」とあるのは、「設立団体の条例」とあるのは、「設立団体の条例」とあるものと、同法第七条中「条例」とあるものは、「設立団体の条例」とあるものと、同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。	5 団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第六号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例で定める職員」と、「条例」とあるのは、「設立団体の条例」とあるのは、「設立団体の条例」と、「条例」とあるのは、「設立団体の条例」とする。	6 職員に関する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項の規定の適用については、同法第三条第一項中「条例」とあるのは、「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第六号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例」と、「条例」とあるのは、「設立団体の条例」とす	(議会への報告等)	第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定める法律第二条第一項、第三条第一項及び第五条第一項中「条例で定める職員」とあるのは、「設立団体の条例」である。

することを要するその職員（地方公務員法第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならない。

設立団体の長は、毎年、議会に対し、特定地

## 第二節 一般地方独立行政法人

設立団体の長は、毎年、議会に對し、特定地方独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第五十五条 特定地

(準用) 立行政法人(以下「一般地方独立行政法人」という。)の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等につ

いて準用する。この場合において、第四十八条  
第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条  
第一項第三号の入件費の見積り」とあるのは、  
実績と読み替えるものとする。

法人の役員及び職員について準用する。

(職員の給与)

ければならない。

一般地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支

の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めなければならない。  
**(役員及び職員の地位)**  
第五十八条 一般地方独立行政法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。  
**第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置**  
**(職員の引継ぎ等)**  
第五十九条 移行型特定地方独立行政法人(特定地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行つている業務に相当する業務を当該特定地方独立行政法人の成立の日以後行うもの)の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行つもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。  
2 移行型一般地方独立行政法人(一般地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行つている業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。)の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行つもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。  
第六十条 前条第二項の規定により移行型一般地方独立行政法人の職員となつた者に対する地方公務員法第二十九条第二項の規定の適用については、当該移行型一般地方独立行政法人の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に

## (職員の引継ぎ等) 伴う措置

**第五十九条 移行型特定地方独立行政法人(特定地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行つてゐる業務に相当する業務を当該特定地方独立行政法人の成立の日以後行つもの)をいう。以下この章において同じ。)の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当す**

る業務を行うもののうち當該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。

移行型一般地方独立行政法人へ一般地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において

現に設立団体が行つて いる業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行

うものをいう。以下この章において同じ。)の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型

一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行ふもののうち該設立団体の条例で定めるも

の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立

では、当該移行型一般地方独立行政法人の職員

第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職したこととみなす。

第六十一条 移行型地方独立行政法人（移行型特定地方独立行政法人及び移行型一般地方独立行政法人）の職員（以下この章において同じ。）は、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の設立団体の職員としての引き続いた在職期間を当該移行型地方独立行政法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第六十二条 移行型地方独立行政法人は、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日に設立団体の職員として在職し、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となつた者のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該移行型地方独立行政法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該設立団体の職員として在職したものとならば、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二条）第十条の規定に相当する当該設立団体の条例の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

(児童手当)に関する経過措置

(児童手当に関する経過措置)  
第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日前の属する月の翌月から始める。  
(移行型地方独立行政法人の職員となる者の職員団体についての経過措置)  
第六十四条 移行型特定地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第一項の規定により当該移行型特定地方独立行政法人の職員となる者は、当該移行型特定地方独立行政法人の職員となる者であることは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の際地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第一百八十九号)の適用を受



学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。

第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、か

大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

第五項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第十四条第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。

の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考」とあるのは、「次条第一項に規定する学長となる理事長の任命及び同条第二項に規定する学長を別に任命する大学の学長の任命」と読み替えるものとする。

(教員等の任命等)

第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員(教授、助教授、講師及び助手をいう。)を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の由出に基づき行うものとする。

す、六年を超えない範囲内において理事長が宝める。ただし、副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

5 前項に規定する副理事長及び理事の任期は、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

(理事長の解任の特例等)

第七十五条 第十七条第一項(次条において準用する場合を含む。)に規定する場合を除き、第十七条第一項及び第三項(これらの規定を次条において準用する場合を含む。)の規定により、学

する大学の学長」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項及び第七十五条」と「副理事長及び理事」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と読み替えるものとする。

(審議機関)

第七十七条 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関(次項において「経営審議機関」という。)を置くものとする。

経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。

3 公立大学法人は、定款で定めるところによ

公立大学法人（第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものに限る。）の理事長は、第十四条第一項

の規定にかかるわらず、第六項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。  
9 公立大学法人の副理事長（第七項の規定により副理事長となるものを除く。）及び理事は、第十四条第三項の規定にかかるわらず、第六項に規定する者のうちから、理事長が任命する。この場合においては、同条第四項の規定を準用す  
る。

第七十四条 公立大学法人が設置する大学の学長の任期等)の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。この場合において、当該公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、同一の期間となるよう定めるものとする。

前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、六年を超えない範囲内において、定款で

長となる理事長を解任する場合又は学長を別に任命する大学の学長を解任する場合には、当該学長となる理事長が学長である大学又は当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の申出により行うものとする。この場合において、公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長であるときは、これらの大学に係るすべての選考機関の申出により行うものとする。

り、当該公立大学法人が設置する大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関（次項において「教育研究審議機関」という。）を置くものとする。

4 教育研究審議機関は、学長、学部長その他の者により構成するものとする。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

第七十二条 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款

3 定めるものとする。

て準用する。この場合において、第十四条第四項中「前項」とあるのは「第七十一條第五項」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学長を別に任命する大学（同項に規定する学長を別に

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び

で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。

らず、前二項の規定により定められる学長の任期によるものとし、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定期的に規定することを要

任命する大学をいう。以下同じ。)の学長」と第十五条第二項及び第十六条第一項中「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長

3 び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

4 公立大学法人（第七十七条第一項ただし書の規定により、当該法人は設置する大学としての運営に係る事務を執行するものとする。）

と、第十七条第一項及び第二項中「設立団体の  
長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事  
長は、」、「役員」こうらつは「委員会」を  
表す。

標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に賛成しなければならない。

3 前条第六項の規定は、前二項の規定による任命を別に任命する大學に係る専修學校の選考に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、理事長が任命するものとする。

規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものを除く。)の副理事長 同条第七項の規定により副理事長となるものを除

長は」「と「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、同条第三項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事長は、一と、「役員監事を除く。」とある

4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第一項に定める事項」

命について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項に規定する学長となる理事長

く。以下この項及び次項において同じ。)及び理事の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず

のは「学長を別に任命する大学の学長」と、「その役員」とあるのは「その学長を別に任命

（認証評価機関の評価の活用）  
とする。





十 第五十四条第一項又は第八十九条第二項 (同条第五項において準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	十一 第八十九条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。
十二 第九十二条第二項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。	十二 第九十二条第二項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反して、残余財産を分配したとき。

十三 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。	十三 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
十四 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。	十四 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (設立に関する経過措置)	第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (設立に関する経過措置)
第二条 地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、第一条、第四条第一項、第五条から第七条まで、第八条第一項、第十二条、第十一条、第六十八条第一項、第七十条、第七十一条第一項及び第三項、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条第二項、第七十七条、第八十条、第八十二条、第九十条第四項、第九十二条第二項並びに第九十五条の規定の例により、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、この法	第二条 地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、第一条、第四条第一項、第五条から第七条まで、第八条第一項、第十二条、第十一条、第六十八条第一項、第七十条、第七十一条第一項及び第三項、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条第二項、第七十七条、第八十条、第八十二条、第九十条第四項、第九十二条第二項並びに第九十五条の規定の例により、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、この法

第三条 この法律の施行の日前においても、第一条、第四条第一項、第五条から第七条まで、第八条第一項、第十二条、第十一条、第六十八条第一項、第七十条、第七十一条第一項及び第三項、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条第二項、第七十七条、第八十条、第八十二条、第九十条第四項、第九十二条第二項並びに第九十五条の規定の例により、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、この法	第三条 この法律の施行の日前においても、第一条、第四条第一項、第五条から第七条まで、第八条第一項、第十二条、第十一条、第六十八条第一項、第七十条、第七十一条第一項及び第三項、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条第二項、第七十七条、第八十条、第八十二条、第九十条第四項、第九十二条第二項並びに第九十五条の規定の例により、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、この法
第四章 財務省関係(第二十七条第一項、第三十一条) 第五章 文部科学省関係(第三十二条第一項、第三十三条)	第四章 財務省関係(第二十七条第一項、第三十一条) 第五章 文部科学省関係(第三十二条第一項、第三十三条)

第六条 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

地方独立行政法人（地方独立行政法人法  
平成十五年法律第 号 第二条第一項  
に規定する地方独立行政法人をいう。以下  
同じ。）

第七条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

## 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

有する個人情報の保護)」に改め、同条に次の  
一項を加える。

行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければなりません。

## 第二章 総務省関係

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項「同じ」の下に一定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において

同じ。」を加え、同条第二項中「特定独立行政法人」の下に「特定地方独立行政法人」を加える。

(政治資金規正法の一部改正)  
**第八条** 政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の九第一項中「以下同じ。」の下に「若しくは特定地方独立行政法人（地方独立

行政法人法(平成十五年法律第二百八十九号)第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。」を加え、同項第五号中「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改め、同条第二項中「特定地方独立行政法人」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加える。

第二十六条の四第四号中「特定地方独立行政法人」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第九条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「以下同じ。」の下に「、特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十九号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を、「特定独立行政法人」の下に「、特定地方独立行政法人」を加え、同項第五号中「地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改め、同条第三項中「特定独立行政法人」の下に「、特定地方独立行政法人」を加える。

(地方税法の一部改正)

第一百三十六条の二第一項第一号、第二百一十六条、第二百三十九条の二第一項及び第二百五十二条の四第一項中「特定独立行政法人」の下に「、特定地方独立行政法人」を加える。

(地方税法の一部改正)

第六号の二第一項第一号、第二百二十一条の二第一項第一号中「地方開発事業団」の下に「、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十九号)第六十一号)」を加え、同項第五号中「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改め、同条第二項中「特定地方独立行政法人」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加える。

第三項に規定する設立団体をいう。」が行つて、  
いる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後  
引き続き行うものに限る。以下「非課税地方  
独立行政法人」という。」を加える。

第七十二条の四第一項第一号の二に於ける「第一号」を加える。

項中「及び地方開発事業団」を「、地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改める。

第三百一十九条第一項の規定による行政法人の組合及び非課税地方独立行政法人に改める。

第二百九十六条第一項第一号中「地方開発事業団」の下に「非課税地方独立行政法人」を加える。

第三百四十八条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

する固定資産(当該固定資産を所有する非課税地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)に対する

しては、固定資産税を課すことができない。

第四百四十三条第一項及び第五百八十六条第一項中「及び地方開発事業団」を「地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改め

第六百九十九条の四第一項中「及び地方開発事業団」を「、地方開発事業団及び非課税地方

「独立行政法人」に改め、「政令で定めるもの」の下に「及び地方独立行政法人法第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の

取得のうち政令で定めるものを加える。

「行政法人」を「非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人」に改め、「(非課税独立行政法人)」の下に「及び非課税地方独立行政法

人を加える。

第七百四十七条 地方公務員法の一部改正  
第七百四十八条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「且つ」を「かつ」に改め、「運営」の下に「並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施」を加える。  
第二条中「以下同じ。」を削り、「て、い触する」を「抵触する」に改める。  
第三条第一項中「地方公務員」の下に「(地方公共団体及び特定地方独立行政法人)地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百六十一号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。(以下同じ。)」のすべての公務員をいう。(以下同じ。)」を加え、同条第三項中「左に」を「(以下同じ。)」に改め、同項に次の一号を加える。  
六 特定地方独立行政法人の役員  
第八条第六項中「国又は」を「国若しくは」に改め、「機関」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加える。  
第二十九条第二項中「他の地方公共団体」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「前項各号の一」を「前項各号のいずれか」に改める。  
第三十六条第二項中「左に」を「次に」、「但し」を「ただし」に改め、同項第四号中「地方公共団体の庁舎、施設等」を「地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎(特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。)、施設等」に改め、「その他、地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加え、同条第五項中「行政」の下に「、地方開発事業団及び非課税地方独立行政法人」に改める。





の一部を次のように改正する。

**第二条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「當利」を「前号に掲げるもの及び當利」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。**

二 地方独立行政法人法(平成十五年法律五百五十五条)に規定する一般地方独立行政法人

第七条第一項を削り、同条第二項中「地方公務員等共済組合法の長期給付に関する」を「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一百十二条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない」を「第三十九条第三項の規定にかかわらず、引き続き職員派遣をされた日の前日において所属していた地方公務員共済組合(同法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。)の組合員であるものとする」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第八十七条第二項中「地方公務員災害補償法第二条第二項」であるのは「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項」を「第四十三条第二項中「通勤」を」とあるのは「通勤(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号))の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤」を」と、同法第五十五条の二中「補償でこれらの給付に相当する通勤(同法第二条第二項の通勤)とあるのは「補償(労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項の通勤)と、同法第八十七条第二項中「通勤を」あるのは「通勤(労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤)」に、「百第十三条第二項中「次の各号」とあるのは「通勤(労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤)」とあるのは「次の各号(第一

号の「及び第四号を除く。」と、「」を「百第十三条第二項各号別記以外の部分中」に、「同項第一号中「次号に掲げるものを除く。」とあるのは「育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用に限る」と、「」を「同項第一号から第四号までの規定中」に改め、「同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と削り、「又は職員団体」を「特定地方独立行政法人又は職員団体」に、「同条第五項」を「同条第五項から第七項まで」に、「附則第四十条の四第二項中「次の各号」とあるのは「附則第四十条の四第二項中」「に改め、「次の各号(第一号の二及び第四号を除く。)」とあるのは「」を削り、同項を同条第三項とする。

十一号の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「除く。」の下に「及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第三条第一項第一号中「地方公共団体」の下に「又は当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人」を加える。

第七条の次に次の二条を加える。

(特定地方独立行政法人に関する特例)

第八条 第六条の規定は、特定地方独立行政法人が第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用した職員には適用しない。

2 地方独立行政法人法第四十七条に規定する職員に関する第二条第三号、第三条第一項及ぶ第二五二号第一項の規定によつて、首長は、首長

第五条第一号ハ中「並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員」を、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第号)第二条に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員」に改め、同条第二号及び第三号中「及び地方公共団体」を、「地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第四号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に、「又は独立行政法人等」を、「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第十四条第一項中「地方公共団体」の下に、「地方独立行政法人」を加える。  
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一一部改正)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律)の一部改正)

（二）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号ト中「ニから今まで」を「ニからトまで」に「へに」を「トに」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「認可を要する法人」の下に「（地方独立行政法人を除く。）」を加え、同号ホを同号ハトし、同号ニの次に次のように加える。

木  
地方独立行政法人 地方独立行政法人  
法(平成十五年法律第一号)第二条第三項に規定する地方独立行政法人をい  
う。)

第十条第一項中「第二条第二号ハに掲げるもの」を「第二条第二号ハに掲げるもの並びに同号ホに掲げる者及びその者の長」に改める。

## （行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十四条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第号)の一  
部を次のように改正する。



第四十八条第一項中「公立学校の管理機関は それらの管理に属する学校」を「地方公共團 体の長は当該地方公共團体が設置する大学又は 当該地方公共團体が設立する公立大学法人が設 置する大学に対し、地方公共團体に設置され いる教育委員会は当該地方公共團体が設置する 大学以外の公立学校」に改める。
(著作権法の一部改正)
第三十五条 著作権法(昭和四十五年法律第四十 八号)の一部を次のように改訂する。
第十三条第二号中「機関又は」を「機関、」 に改め、「同じ。」の下に「又は地方独立行政 法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 二号)第二条第一項に規定する地方独立行政 法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四号 中「又は独立行政法人」を「、独立行政法人又 は地方独立行政法人」に改める。
第十八条第三項第三号中「を地方公共團体」、 「(地方公共團体)及び「機関」の下に「又は地 方独立行政法人」を加え、同条第四項第三号か ら第五号までの規定中「の機関」の下に「又は 地方独立行政法人」を加える。
第十九条第四項各号中「の機関」の下に「若 しくは地方独立行政法人」を加える。
第三十二条第二項及び第四十条第二項中「又 は独立行政法人」を「、独立行政法人又は地方 独立行政法人」に改める。
第四十二条の二及び第九十条の二第四項各号 中の「機関」の下に「若しくは地方独立行政法 人」を加える。
(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正) 第三十六条 大学の教員等の任期に関する法律 (平成九年法律第八十二号)の一部を次のように 改訂する。
第二条第四号中「、大学共同利用機関法人 等」の下に「、公立大学法人(地方独立行政法 人法(平成十五年法律第 二号)第六十八条规定 一項に規定する公立大学法人をいう。以下同 じ。」を「国立大学法人、大学共同利用機 関 第二十九条の六第一項中「国若しくは都道府 県」を「国等」に、「行なう」を「行う」に改 める。
第五条の見出し中「国立大学」の下に「、公 立大学法人の設置する大学」を加え、同条第一 項及び第二項中「国立大学法人」の下に「、公 立大学法人」を加え、同条第三項中「学校法 人」を「公立大学法人(地方独立行政法人法第 七十一条第一項ただし書の規定の適用を受ける ものに限る。)又は学校法人」に改め、同条第四 項中「国立大学法人」の下に「、公立大学法 人」を加える。
(文部科学省設置法の一部改正)
第三十七条 文部科学省設置法(平成十一年法律 第九十六号)の一部を次のように改訂する。
第四条第三十八号中「文教施設」の下に「並 びに地方独立行政法人が設置する文教施設」を 加える。
第六章 厚生労働省関係
第三十八条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の 一部改正)
第三十九条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部 を次のように改訂する。
第十九条の七に次の二項を加える。
2 都道府県又は都道府県及び都道府県以外の 地方公共團体が設立した地方独立行政法人 (地方独立行政法人法(平成十五年法律第 二号)第二条第一項に規定する地方独立行政 法人をいう。次条において同じ。)が精神病院 を設置している場合には、当該都道府県につ いては、前項の規定は、適用しない。
第十九条の八中「及び都道府県」を「、都道 府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府 県以外の地方公共團体が設立した地方独立行政法 人(以下「国等」という。)に改める。
第二十九条第一項中「且つ」を「かつ」に改 める。
(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正) 第三十三条及び第五十七条第一号中「地方公 共團体」の下に「又は地方独立行政法人」を加 える。
第三十三条及び第五十七条第一号中「地方公 共企業」の下に「又は地方公營企業及び特定 地方法人をいう。
二 特定地方独立行政法人 地方独立行政法 人法(平成十五年法律第 二号)第一条第一項 二項に規定する特定地方独立行政法人をい う。
三 地方公營企業等 地方公營企業及び特定 地方法人を勤務する一般職に属する地方公務 員をいう。
第五条に次の二項を加える。
3 地方公營企業等は、職を新設し、変更し、 又は廃止したときは、速やかにその旨を労働 委員会に通知しなければならない。



県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)を加える。
第七章 農林水産省関係
(農業改良助長法の一部改正)
第四十八条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第一百六十五号)の一部を次のようにより改正する。
第四条中「都道府県農業試験場」を「都道府県試験研究機関等都道府県の試験研究機関又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)であつて試験研究に関する業務を行うものをいう。第十四条の二第四項において同じ。」に改める。
第十四条の二第四項中「都道府県の試験研究機関」を「都道府県試験研究機関等」に改める。
(森林・林業基本法の一部改正)
第四十九条 森林・林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)の一部を次のようにより改正する。
第十四条中「及び都道府県」を「、都道府県及び地方独立行政法人」に改める。
(森林・林業基本法の一部改正)
第五十条 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)の一部を次のようにより改正する。
第五十一条 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)の一部を次のようにより改正する。
(水産基本法の一部改正)
第五十二条 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)の一部を次のようにより改正する。
(牛海綿状脳症対策特別措置法の一部改正)
第五十三条 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の一部を次のようにより改正する。
第十一条中「地方公共団体」の下に「、地方独立行政法人」を加える。
第八章 経済産業省関係
(中小企業基本法の一部改正)
第五十二条 中小企業基本法(昭和三十八年法律五百四十四号)の一部を次のようにより改正する。
第十五条第一項第一号中「又は都道府県」を「、地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。
(産業技術力強化法の一部改正)
第五十三条 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のようにより改正する。
第十六条第一項に次の一号を加える。
五 その特許発明が地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人である、同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものをいう。以下この条において同じ。)であつて試験研究に関する業務を行うものの役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者(以下この条において「地方独立行政法人研究者」という。)がした職務発明である場合において、その地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該地方独立行政法人
第十六条第二項に次の一号を加える。
五 その発明が地方独立行政法人研究者がら承継した当該地方独立行政法人
第九章 国土交通省関係
(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)
第五十四条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。
第四十七条第一項中「又は関係する独立行政法人」を「、関係する独立行政法人」に改め、「第五十二条の二第三項において同じ。」の長の下に「又は関係する独立行政法人(地方独立行政法人)」に改め、同条第二項中「当該都道府県又は」を「都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び」に改め、「応じて」の下に「、立行政法人」を加え、同条第一項に規定する法律の一部改正に伴う経過措置
第三条 第十四条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置
第三条 第十四条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置
第五十二条 中小企業基本法(昭和三十八年法律五百四十四号)の一部を次のようにより改正する。
第十五条第一項第一号中「又は都道府県」を「、市町村及び地方独立行政法人」に改める。
(航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正)
第五十五条 航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和四八年法律第百十三号)の一部を次のようにより改正する。
第十八条条中「又は関係する独立行政法人」に改め、「独立行政法人(長)」の下に「又は関係する地方独立行政法人(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。」の理事長」を加える。
(航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正)
第五十六条 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第一条中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。
第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第二号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
4 第四十七条の規定 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
5 第二十四条の規定 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
6 第二十五条の規定 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
7 第二十九条の規定 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
8 第四十九条の規定 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
9 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)が電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第二号)附則第四十七条の規定の施行の日前である場合には、第五条中「第三十九条第一項」とあるのは、「第四十条第一項」とする。
10 第十条の見出し中「地方公共団体」の下に「及び地方独立行政法人」を加え、同条第一項に規定する法律の一部改正に伴う経過措置
11 第四十七条第一項中「又は関係する独立行政法人」を「、関係する独立行政法人」に改め、「第五十二条の二第三項において同じ。」の長の下に「又は関係する独立行政法人(地方独立行政法人)」に改め、同条第二項中「当該都道府県又は」を「都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び」に改め、「応じて」の下に「、立行政法人」を加え、同条第一項に規定する法律の一部改正に伴う経過措置
12 第八章 経済産業省関係
(中小企業基本法の一部改正)

県交付金(以下この条において「交付金」という。)について適用し、平成十六年度分までの交付金については、なお従前の例による。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第二項に規定する職員派遣をされている職員(地方公務員法第四条第一項に規定する職員をいう。以下この条において同じ。)に対する地方公務員等の被保険者又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間、地方公務員共済組合(地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下この条において同じ。)の組合員であつたものとみなし、施行日の前日において現に健康保険法(大正十一年法律第七十号)若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険給付又は私立学校教職員共済法の規定による短期給付(以下この条において「保険給付等」という。)を受けている場合は、当該保険給付等は、地方公務員等共済組合法に基づいて当該保険給付等に相当する給付として受けていたものとみなして、地方公務員共済組合は、施行日以後に係る給付を支給する。(結核予防法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日が独立行政法人国立病院機構法附則第二十二条の規定の施行の日前である場合は、第四十条中「若しくは独立行政法人国立病院機構」とあるのは「若しくは地方公共団体」と、「独立行政法人国立病院機構」とあるのは「地方公共団体」とする。(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条 地方公営企業法(一部改正)

第九条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条 行政手続法(一部改正)

第十二条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第二項第九号中「第二条に」を「第三条第一項に」に改める。

第十四条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改める。

第十五条 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改める。

第十六条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改める。

(行政手続法の一部改正)

第十一条 国土交通省設置法(一部改正)

第十二条 国土交通省設置法(平成十一年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第二項第九号中「第二条に」を「第三条第一項に」に改める。

第十四条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改める。

第十五条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号」に改める。

第六条 地方独立行政法人法の施行に伴い、災害対策基盤の整備等をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本法その他の関係法律の規定の整備等をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第一  
二号

総務委員会議録第十六号

平成十五年五月二十九日

平成十五年六月四日印刷

平成十五年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者  
国立印刷局